

## アリ科の特定外来生物の発見事例と消毒事例等について

### 1. これまでの発見事例について

ヒアリについては、平成29年6月に国内で初確認されて以降、18都道府県92事例が確認されている。そのうち、コンテナ内や物品等に付着している状態で確認されたのは46事例であり、半分を占めている。そのうち輸入植物検疫の対象となる苗、穂木、球根、種子などの栽培用植物および野菜、果実、切り花、木材、穀類、豆類等の消費用植物の他、植物に有害な生きた昆虫・微生物などに付着して確認された事例はなく、全て電化製品、建築資材、精密機械部品、石材、自動車部品、食品容器、金属製品等に混入して確認されている。

アカカミアリについては、平成29年6月以降で21都府県114事例が確認されており、加えて記録がある範囲では、平成17年から平成29年6月までの間に植物防疫所の貨物検査等で7都県21事例が確認されている。これまでに国内で合計22都府県135事例が確認されている。輸入植物検疫の対象物及びそれ以外の製品からも幅広く混入して確認されている。

その他のヒアリ類については、平成31年に岩手県において、アメリカから輸入された輸入品に *Solenopsis xyloni* (ホクベイヒアリ) が付着しているものが確認された1事例があったのみである。

アルゼンチンアリについては、既に国内で定着しているが、成田空港の植物防疫所において輸入植物検疫の対象物に付着しているものが毎年数事例確認されており、記録としてはこれまでに主に成田空港において平成17年以降78事例が確認されている。

ハヤトゲフシアリについては、既に国内で定着しているが、令和4年にフランスから輸入された輸入植物検疫の対象物に付着しているものが確認された1事例があったのみである。

コカミアリについては、国内未定着で、平成26年にフィリピンから輸入された輸入植物検疫の対象物に付着しているものが確認された1事例があったのみである。

### 2. これまでの消毒事例について（主にヒアリについて）

#### (1) コンテナ内で発見された場合

個体数が少ない場合は、見える範囲にいる個体はエアゾール剤等により殺虫するとともに、コンテナに目張りをしてから市販のくん煙剤等を用いた消毒を実施している。使用量は概ね40ftコンテナ（約18畳）に対して2倍量となるように6畳用の市販のくん煙剤を6個程度を用いて消毒を実施している。デバン後の空コンテナで発見された場合等は床面に即効性の液剤を散布することもある。

個体数が多い場合は、環境省職員の指導等の下に害虫駆除業者等に委託し、コンテナ周辺をビニール等で覆い、PCO 専用防虫剤（d・d-T-シフェノトリン等のピレスロイド系殺虫剤）を使用して消毒を実施している。

ただし、コンテナ内の荷物の積載量や発見された個体が多い場合には、消毒実施後に生きている個体が発見される事例も見られ、複数回の消毒を実施する事例や、植防基準を準用して再度消毒を行う事例も見られた。

## **（２）植防基準を準用して対応した場合**

輸入植物検疫において、特定外来生物の付着が確認された場合及びリスク管理の観点から確実な殺虫処理が望まれる場合等に、植防基準に準じて消毒を実施している。特に記録が多く残っている成田空港においては、アルゼンチンアリやアカカミアリに対してこの方法で消毒を行っている事例が多い。

## **（３）地面で営巣していることが確認された場合**

ヒアリの営巣が確認された場合には、個体の逃走や拡散を防ぐために遅効性の昆虫成長制御剤（有効成分としてピリプロキシフェン 0.5%を含む顆粒状製剤）を周辺 0.5ha 以上の範囲に散布（製剤の用量：1.68kg/ha）するとともに市販の遅効性のベイト剤（有効成分：フィプロニル 0.005%以上を含む）を延長 1 km 以上に約 5 m の間隔で散布し、週 1 回程度の頻度でベイト剤交換を継続している。同時に実施するモニタリング調査においてヒアリが確認されない期間が 1 ヶ月間継続された時点で防除完了としている。

## **（４）東京港、名古屋港、大阪港において大規模な営巣が発見された事例**

専門家に現地を確認して助言をいただきながら、（３）と同様に周辺にベイト剤を設置するとともに、土中の巣全体に行き渡るように高圧注入器等を用いて大量の液剤を散布している。

名古屋港においては、フィプロニル 0.005%の遅効性液剤を巣の周辺に約 800L 散布し、大阪港においては、フィプロニル 0.005%の遅効性液剤を巣の周辺の約 42 平方メートルに対して約 700L 散布した。

## **３．これまでの廃棄事例について**

これまでの廃棄事例については、特定外来生物を取り除くための手段として廃棄したのは、成田空港の植物防疫所の輸入植物検疫の際に確認（一部は検疫有害動物が同時に発見されている場合を含む）され、植物防疫法に準じて廃棄処分をされた事例が見られる。

その他については、植物検疫対象物以外の食品に対して植防基準を準用して消毒を行

った際に、残留農薬を懸念した荷主により処分された事例、同様に電化製品に対して植物検疫の基準を準用して消毒を行った際に、銅及び銅合金を腐食させるリン化アルミニウムを用いたことから荷主により廃棄処分された事例などがあるが、消毒後に荷主の判断で廃棄処分が行われていることが多い。